

第 1 章 共 通 事 項

1-1 一般事項

1-1-1	適 用	2
1-1-2	用語の定義	2
1-1-3	諸法規の遵守	2
1-1-4	受注者の義務	3
1-1-5	現場代理人及び主任技術者	3
1-1-6	従 業 員	3
1-1-7	一括委任又は一括請負の禁止	3
1-1-8	現場代理人等に対する異議	3
1-1-9	官公庁等への手続き	3
1-1-10	施工計画	3
1-1-11	工事の測量	4
1-1-12	工事の変更	4
1-1-13	工事の中止	4
1-1-14	工期の変更	5
1-1-15	賠償の義務	5
1-1-16	工事完成の確認	5
1-1-17	工事の検査	5

1-2 現場における注意事項

1-2-1	交通及び保安	6
1-2-2	安全衛生管理	6
1-2-3	公害防止	7
1-2-4	現場の整理整頓	7

1-3 工事仮設備及び機械等

1-3-1	事務所、材料置場等	8
1-3-2	機械器具類	8
1-3-3	現場標識等	8
1-3-4	工事用電力及び工事用水	8

1-4 工事の施工

1-4-1	一般事項	8
1-4-2	地上施設及び地下埋設物	9
1-4-3	現場付近居住者への説明	9
1-4-4	就業時間	9
1-4-5	休日又は夜間における作業	9
1-4-6	対外折衝	9
1-4-7	他工事との協調	9
1-4-8	工事記録写真	9
1-4-9	工事旬報	9
1-4-10	建設副産物	9

第 1 章 共 通 事 項

1-1 一 般 事 項

1-1-1 適 用

1. この仕様書は、石狩市建設水道部が発注する上水道施設に係る導配水管及びこれに附帯する設備工事に適用するもので、本市の契約条項その他関係法規本仕様書及び工事監督員の指示に従い施工し、これを定められた期間内に完成させなければならない。
2. この仕様書に定めのない事項については、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、土木工事共通仕様書（北海道土木協会）、コンクリート標準示方書（土木学会）、その他各種仕様書、及び石狩市水道条例によるものとし、これらはすべて最新版のものを適用すること。
3. 設計図書に疑義を生じた場合は、工事監督員との協議により解決するものとする。

1-1-2 用語の定義

この仕様書に使用する工事監督員の業務に関する用語のうち指示、承諾、協議、立会、検査とは、次の定義によるものとする。

1. 指 示

発注者側の発議により、工事監督員が受注者に対して、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

2. 承 諾

受注者側の発議により、受注者が工事監督員に報告し、工事監督員が了解することをいう。

3. 協 議

工事監督員と受注者が、対等の立場で合議することをいう。

4. 立 会

設計図書に示された施工等の段階において、工事監督員が立会し、施工等の内容を把握することをいう。

5. 検 査

設計図書に示された施工等の段階及び材料について、受注者等の測定結果にもとづき工事監督員が出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。

1-1-3 諸法規の遵守

工事の施工に当たり受注者は、次に掲げる法律及びその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。

「建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・緊急失業対策法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・水道法・再生資源の利用の促進に関する法律・製造物責任法・土木工事安全施工技術指針」

なお、これら諸法規の運用適用は受注者の負担と責任において行うこと。

1-1-4 受注者の義務

1. 受注者は契約書を遵守することはもちろんのこと、設計図書に明示されていない事項であっても、工事の性質上必要なものは施工しなければならない。
2. 受注者は、契約締結後すみやかに必要書類を期限内に提出しなければならない。
3. 提出した書類に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出しなければならない。
4. 受注者が借用した用地に関して生じた苦情、又は紛争はすべて受注者の責任で解決しなければならない。

1-1-5 現場代理人及び主任技術者

1. 受注者は、契約約款でいう現場代理人及び工事現場における工事の施工及び技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、経歴書を添えて工事監督員に提出しなければならない。
2. 現場代理人は、工事現場に常駐し工事現場の運営取締まり、その他工事に関するいっさいの事項を処理しなければならない。
3. 工事施工中、現場代理人は常に工事監督員と緊密に連絡をとり工事の円滑、かつ迅速な進捗をはからなければならない。

1-1-6 従 業 員

1. 受注者は、優秀な労務者を選び、秩序正しい作業を指導し、又、資格を要する施工には資格を有する従業員を使用しなければならない。
2. 受注者は、工事の従業員等を十分に監督し、当該作業の安全性を考慮した適切な配置をしなければならない。

1-1-7 一括委任又は一括請負の禁止

1. 受注者は、工事の全部、又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
2. 受注者は、工事の一部を第三者委託し、又は、請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により通知しなければならない。

1-1-8 現場代理人等に対する異議

工事監督員は、現場代理人、主任技術者、その他受注者が工事を施工するために使用している労働者等で、工事の施工又は管理につき、著しく不適当と認められ者があるときは、受注者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとることがある。

1-1-9 官公庁等への手続き

受注者は、工事の施工に必要な関係官公庁等その他への諸手続きは、迅速に行い、その経過については、すみやかに工事監督員に報告しなければならない。

1-1-10 施工計画

1. 施工計画書
 - (1) 受注者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。

この場合、次の事項について記載するものとする。ただし、短期又は簡易・緊急の工事等で工事監督員の承諾を得た場合は、その一部を省略することができる。

- | | |
|----------|----------------|
| ① 工事概要 | ⑨ 交通管理 |
| ② 実施工程表 | ⑩ 安全管理 |
| ③ 現場組織票 | ⑪ 仮設備計画 |
| ④ 主要機械 | ⑫ 環境対策 |
| ⑤ 主要資材 | ⑬ 資材管理 |
| ⑥ 施工方法 | ⑭ 建設副産物の適正処理計画 |
| ⑦ 施工管理 | ⑮ 社内検査 |
| ⑧ 緊急時の体制 | ⑯ その他の必要事項 |

(2) 施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

(3) 工事前仮設物は、特に設計図書及び特記仕様書に指定されたものを除き、受注者の責任において選択するものとする。この場合監督員に仮設物等についての応力計算書など関係図書を提出しなければならない。

2. 工事工程表

(1) 工程表の様式は、ネットワーク方式もしくはバーチャート方式とし、工事監督員に提出しなければならない。

(2) 設計変更その他の事由により、工程に重要な変更が生じたときは、その都度、変更工程表を工事監督員に提出しなければならない。

3. 上記1及び2について工事監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な計画書など提出しなければならない。

1-1-11 工事の測量

1. 受注者は、工事契約後すみやかに必要な測量を実施し、仮水準点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。
2. 測量の結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。
3. 工事に必要なヤリ形等は、受注者が設置し工事監督員の検査を受けなければならない。破損又は亡失した場合は、新たに設置し、同様の措置をするものとする。

1-1-12 工事の変更

工事監督員は、次の事項等必要があると認めるときは、工事を変更することができる。

1. 発注者の都合により、著しく設計数量が増減し、主な工法を変更しようとするとき。
2. 工事中、天災その他不可抗力及び予期しがたい障害物により工事の施工ができないと認めるとき。
3. その他、工事監督員が指示したとき。

1-1-13 工事の中止

工事監督員が次の事項等で必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることがある。

1. 関連工事、天災その他の理由で必要なとき。
2. 受注者が理由なく工事監督員の指示に応じないとき。
3. 受注者に不都合な行為があったとき。
4. 第三者、受注者等の安全のため必要があるとき。
5. その他、工事監督員が指示したとき。

1-1-14 工期の変更

工期の変更は、事前に工事監督員と十分協議のうえ書面をもって行わなければならない。

1. 発注者の特別な理由により工期を延長又は、短縮する必要があるとき。
2. 天候の不良等受注者の責に帰すことができない理由、その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないとき。

1-1-15 賠償の義務

1. 受注者が、工事の施工に伴い第三者に損害をあたえたときは、賠償の責を負わなければならない。
2. 受注者の使用する労務者の行為又はこれに対する第三者からの補償について、発注者はいっさいこの責を負わない。

1-1-16 工事完成の確認

1. 受注者は、施工計画書の作成時に社内検査員、検査箇所、検査数量等について計画し、工事監督員の承諾を得るものとする。
2. 社内検査は、当該工事の現場代理人、主任技術者以外の者で本市があらかじめ指定した職以上にある者を原則とする。なお、指定していない場合は、北海道建設部土木工事共通仕様書による。
3. 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。また、工事完成時の社内検査結果は工事完成届と同時に提出することとする。

1-1-17 工事の検査

1. 受注者は、次のいずれかに該当するときは、検査のための必要な資料を提出し、工事監督員の指示に従い検査を受けなければならない。
 - (1) 工事が完成したとき。（検査員による検査）
 - (2) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能なとき、又は検査が著しく困難なとき。（部分検査）
 - (3) 前各号の外、臨時の検査を必要とするとき。（臨時検査）
 - (4) 前各号の検査の結果、検査に合格しない場合は、工事監督員の指示に従い、工事の全部又は一部につき直ちに手直し、差異施工を行い、再び検査を受けなければならない。（再検査）
2. 発注者が立会する検査は現場代理人が必ず立会し、必要に応じて主任技術者も立ち会わなければならない。
3. 発注者は、検査を行う場合、その日時を受注者に通知するものとする。

1-2 現場における注意事項

1-2-1 交通及び保安

受注者は、工事の施工中、公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、道路占用規則等、その他関係法規の指示事項を遵守し、特に次の事項に留意して事故防止に努めなければならない。

1. 現場の保安

現場内では、すべて保安帽を着用し、安全管理者、現場代理人、保安要員、現場整理員は、容易に識別できる腕章、ワッペン等を常時着用する。

2. 交通安全

(1) 工事現場の2ヶ所以上に工事標識（道路占用工事中）、道路使用、占用許可表示板を設置し、また、必要に応じて道路標識（規制、補助、警戒標識）等を設置し、規定の安全柵、注意灯を設置する。また、開口部等危険な箇所には堅固な防護柵を設置する。

(2) 受注者が工事の施工に伴い道路を使用するときは、第三者に対し人身事故・物理的損害などを与えないよう特に注意するとともに、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することがないように努めなければならない。また、事故等が起こらないよう交通誘導員を適切な位置に配置し、通行車両及び歩行者を誘導しなければならない。

(3) 工事に関して発生した交通事故及び工事従業者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく工事監督員に報告しなければならない。

3. 歩行者の安全

(1) 歩行者の通過帯として1.5メートルの幅員（やむをえない場合でも0.75メートル）を常に確保し、その境界に安全柵等を設置し、又、民家の出入口には、仮橋を設け通行に支障のないようにする。

(2) 横断歩道部分の施工にあたっては、誘導員を配置して歩行者が安全に横断できるようにする。

4. 児童（小学校まで）の安全対策

工事現場周辺に児童に関する施設があつて、児童がしばしば工事現場を通行する場合は、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起すること。又、工事現場周辺の住民には危険箇所の標示等をして危険防止につとめなければならない。

5. 児童への注意

工事現場内に児童が立ち入ろうとする場合は、従業員又は誘導員は危険を児童に教え注意し、安全な場所に誘導しなければならない。

6. 老人、身体障害者用通路の確保

工事現場周辺で老人又は身体障害者がしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保すること。

1-2-2 安全衛生管理

1. 受注者は、工事の施工にあたり労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、道路工事に伴う道路標識等の設置基準等に基づき、次の事項について事故防止に努めなければならない。

(1) 事故発生、その他の緊急時に備え、人員招集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

(2) 万一事故発生の場合は、迅速、適切な処置を行い、被害を最小限にとどめるよう努めること。

(3) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、必要な人員を待機させ臨機応変に対処できる準備をしておかなければならない。

降雨、降雪の場合は、常に工事現場を見回り、安全を確認しなければならない。特に豪雨・豪雪・地震等の場合は、すみやかに工事現場を見回りし、危険防止に努めると共に現場状況を工事監督員に報告しなければならない。

2. 受注者は、地上及び地下工作物等に損害を与えないよう、又、その機能を阻害しないように適切な処置を講じなければならない。
3. 工事の施工中に障害物を発見したときは、すみやかに工事監督員に申し出てその指示を受けなければならない。
4. 工事の施工中、事故があったときは、応急の処置を講じるとともに、事故発生の原因及び事故経過による被害の内容等について、すみやかに工事監督員に報告しなければならない。
5. 工事中用機械、器具の取扱には、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては、操作を誤らないようにしなければならない。
6. 工事の施工中、引火性物質を有する埋設物、又は、可燃性物質の輸送管等の埋設物に近接して作業する場合は、ガス漏洩探知機等を備え、漏洩の発見に努めるとともに、溶接機、切断機等、火気を伴う機械器具を使用してはならない。
ただし、やむを得ず使用する場合は、その管理者と協議のうえ、保安上必要な処置を講じてからでなければ使用してはならない。
7. ガソリン、火薬その他危険物を使用する場合は、関係法規を遵守するとともに、その保管及び取扱について万全の対策を講じなければならない。
8. 上水道施設は、人の生命にかかわる飲料水を扱うものであるから、工事の施工に当たっては、従業員の衛生管理はもちろんのこと、現場内の衛生管理に十分留意しなければならない。
9. 現場には受注者の負担で必ず応急医薬品を準備し、事故が生じた場合は、すみやかに応急処置ができる体制と応急医薬品の保管場所、使用方法等を関係者に周知させておかななければならない。
10. 受注者は、水道工事における安全・訓練等の実施について、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他安全教育として必要な事項
11. 管の取扱にあたっては有資格者を配置し、点吊り、落下等危険防止に努めなければならない。

1-2-3 公害防止

騒音規制法、振動規制法、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、石狩市公害防止条例及び石狩市公害防止条例施工規則等に基づき、適切に防音、防振措置を講じなければならない。なお、該当しない場合であっても騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止するとともに現場付近居住者との間に、紛争をおこさないようその施工方法、時期、場所等について常に注意しなければならない。

1-2-4 現場の整理整頓

1. 受注者は、工事の施工中は、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具等を整理整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保たなければならない。
2. 受注者は、工事完了まで不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃し

なければならない。

3. 工事中踏み荒らした用地は、受注者の責任により復旧しなければならない。

1-3 工事仮設備及び機械等

1-3-1 事務所、材料置場等

1. 受注者は、工事の施工に伴い現場事務所・材料置場等を設けなければならない。ただし、工事監督員が必要でないと認めたものについてはこの限りではない。
2. 現場事務所には、原則として電話を架設するとともに連絡員を常置させなければならない。
3. 現場事務所、監督員現場詰所及び材料置場等の位置は、工事現場の周辺としなければならない。ただし、これによりがたい場合は工事監督員と協議すること。
4. 借地、補償、仮設物等に要するいっさいの費用は、受注者の負担とする。
5. 現場事務所、監督員現場詰所及び材料置場等に対しては、火災、盗難の予防、及び保安等に必要設備を施さなければならない。

1-3-2 機械器具類

工事用の機械器具類等は、当該工事に適応したものを使用しなければならない。なお、工事監督員が不適当と認めたときは、すみやかにこれを取り替えなければならない。

1-3-3 現場標識等

工事現場には、見やすい場所に工事名、工事場所、期間、事業所名、受注者の住所、氏名、電話番号等を記載した工事標示板及び道路使用、占用許可表示板（警察署、国道、道道、市道）建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、その他所定の標識を設置しなければならない。

1-3-4 工事用電力及び工事用水

工事用電力（動力及び照明）及び工事用水の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき、施工しなければならない。

1-4 工事の施工

1-4-1 一般事項

1. 受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程表と実績を比較検討して工事の円滑な進行をはからなければならない。断水切替、布設替え、その他特に施工の時限を定められた箇所については、工事監督員と事前に協議し、工程の進行をはからなければならない。
2. 施工上、原寸図又は詳細図等を必要とするものは、これらを作成のうえ工事監督員の承認、又は確認を受けなければならない。
3. 受注者は、工事に先立ち必要に応じて関係官公庁、他企業の係員の現地立会に工事監督員と共に参加し、許可条件、指示事項等を確認しなければならない。

1-4-2 地上施設及び地下埋設物

1. 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておかななければならない。
2. 施工中、他の所管に属する地上施設及び地下埋設物等、その他工作物の移設又は防護を必要とす

るときは、すみやかに工事監督員に申し出てその管理者の立会いを求め、移設又は防護終了を待つて工事を進行させなければならない。

3. 工事の施工中、損害を与える恐れのある施設に対しては、仮防護その他適切な処置をし、工事完了後は原形に復旧しなければならない。
4. 施設又は地下埋設物の管理者から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

1-4-3 現場付近居住者への説明

受注者は工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し工事監督員と協議のうえ、工事の施工について説明を行い、十分な協力を得られるように努めなければならない。

1-4-4 就業時間

工事の施工中の就業時間については、あらかじめ工事監督員と協議しなければならない。

1-4-5 休日又は夜間における作業

工事実施の都合上休日（土曜日を含む）又は夜間に作業を必要とする場合は、あらかじめ工事監督員に届け出なければならない。

1-4-6 対外折衝

工事の施工に関して、関係官庁、現場付近居住者等と交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、適切な処置を講じるとともに、すみやかにその旨を工事監督員に報告しなければならない。

1-4-7 他工事との協調

工事現場付近で他工事が行われているときは、互いに協調して円滑な施工をはからなければならない。

1-4-8 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を北海道建設部監修の「工事写真の手引き」〔(社)北海道土木協会 最新版〕・「水道工事標準仕様書」〔日本水道協会発行（最新版）〕により必要枚数を発注者に提出するものとする。

1-4-9 工事旬報

受注者は、工事施工内容についての工事旬報を、その都度工事監督員に提出しなければならない。

1-4-10 段階確認

受注者は、工事監督員が工事の施工状況を確認できるように、必要に応じて段階確認願により立会を求め、指示事項等を遵守しなければならない。

1-4-11 建設副産物

1. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について遵守し、建設副産物の適正な処理を図らなければならない。
2. 受注者は、建設廃棄物の処理計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。